

重要事項説明書

よねやまの里（介護予防）短期入所生活介護

あなたに対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 松波福祉会
事務所の所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎 6414 番地－1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 新 部 直 彦
電話番号	025－536－4400

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム よねやまの里
施設の所在地	新潟県上越市柿崎区柿崎 6414 番地－1
施設長（管理者）名	石 田 浩 二 （ 国 本 克 幸 ）
指定年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定番号	1570301208
利用定員	20
基準該当サービス	該当
電話番号	025－536－4400
FAX 番号	025－536－4405

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		新潟県知事の事業者指定		利用 定数	基 準 該 当 サ ー ビ ス
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 4 月 1 日	1570301463	100	該 当
居宅	指定通所介護	令和 5 年 4 月 1 日	1570304103	25	該 当
	指定訪問介護	平成 12 年 2 月 21 日	1570301430		該 当
	指定予防訪問介護	平成 18 年 4 月 1 日			該 当
指定居宅介護支援事業		平成 11 年 9 月 7 日	1570301117		該 当
地域包括支援センター		平成 18 年 4 月 1 日			該 当

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人松波福祉会が開設する短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームよねやまの里」（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護（以下「短期入所サービス」という）及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所サービス」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員が、
-------	---

	要支援或いは要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の従業員等は、要支援・要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援・世話及び利用者の心身の機能維持・回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指す。

5. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	4894.91 m ²
建物	構造 鉄筋コンクリート造 2 階建（耐火建築）
	延床面積 ①3,015 m ² ②499.64 m ²
	利用定員 20 名

(2) 居室（一部特別養護老人ホームと共用）

居室の種類	室数	1 人当たりの面積
4 人部屋	5	9.001 m ² 以上（最小床面積）

（注）各居室の配置並びに構造については、パンフレットをご覧ください。

(3) その他の主な設備（特別養護老人ホームと共用）

設備の種類	数	面積
食堂	2 室	①118.00 m ² ②173.72 m ²
機能訓練室（食堂と共用）	1 室	①118.00 m ² （主に作業療法）
一般浴室	1 室	44.64 m ²
機械浴室	特殊浴槽・シャワー浴槽各 1 台	50.67 m ²
トイレ	5 箇所	①36.03 m ² ②35.05 m ² ③16.43 m ²
医務室	1 室	36.18 m ²

（注）各設備の配置並びに構造については、パンフレットをご覧ください。

6. 職員体制（主たる職員）

令和 8 年 4 月 1 日現在

職種	主な職務内容	常勤換算※1	指定基準※2
施設長	法人の経営と運営を行います。	1 名(兼務)	1 名(兼務可)
管理者	従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	1 名(兼務)	1 名(兼務可)
医師	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	0.1 名 *非常勤 4 名	1 名(非常勤可)
生活相談員	利用者の入退所、生活相談を行います。	1.2 名	1 名以上
介護職員	利用者の日常生活全般にわたる介護及び世話をを行います。	8.0 名(兼務)	6.7 名以上 (看護職含総数)
看護職員	利用者の保健衛生並びに看護を行います。	1.3 名(兼務)	1 名以上
機能訓練指導員	日常生活を営むに必要な機能の維持、改善	1.0 名(兼務)	1 名以上

	のための訓練を行います。		(兼務可)
歯科衛生士	口腔衛生の管理と専門的口腔ケアを行います。	0.4 名(兼務)	—
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立作成、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。	1 名(兼務)	1 名
調理員	給食業務を行います。	1.1 名(兼務)	—
その他の職員	事務等、その他業務を行います。	1.2 名(兼務)	—

※1 常勤加算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数

※2 指定基準：利用定員 20 名(満床時)に対しての必要配置人数

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休暇
施設長	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	4 週 8 休
管理者	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	4 週 8 休
生活相談員	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	4 週 8 休
介護職員	早番 A (6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0) 早番 B (7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0) 遅番 A (9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0) 遅番 B (1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0) 遅番 C (1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0) 夜勤 (2 2 : 0 0 ~ 7 : 0 0)	原則として 4 週 8 休
看護職員 (機能訓練指導員兼務)	早番 A (8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0) 早番 B (8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 遅番 A (9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0) 遅番 B (9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0) ・夜間は自宅待機し緊急時に備えます(オンコール体制)	原則として 4 週 8 休
機能訓練指導員	(9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0) 常勤で勤務	4 週 8 休
医師	非常勤で勤務	
管理栄養士	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	4 週 8 休
調理員	早番 A (6 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0) 早番 B (6 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0) 遅番 (1 0 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0)	4 週 8 休
事務員	(8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0) 常勤で勤務	4 週 8 休

8. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休で営業致しております。
ご予約の方法	・毎月1日に3か月後までのご予約を承ります。担当の介護支援専門員を通してお申込みください。 ・いただいたご予約を基に、ご利用希望者の性別や身体状態、当施設の対応範囲などを総合的に判断して調整し、結果を担当の介護支援専門員にお伝えします。 ・ご希望日程に多数のお申し込みがある場合、日程調整やキャンセル待ち等の相談をさせていただくこともあります。 ・希望日程の変更や突発的なご利用希望等は随時で受付を行っていますのでご相談ください。

9. 施設サービスの概要

(1) 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額であり、あなたからお支払いいただく「利用者負担額」は、別紙「料金表」に示すとおりです。「利用者負担額」は上越市から交付される「負担割合証」の負担割合に応じた額ですが、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

なお、厚生労働大臣が定めた告示上の基準額が改定された場合ならびに、負担割合証の負担割合に変更が生じた場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。その場合は、事前に新しい「料金表」にて書面でお知らせします。

【提供サービス】

種 類	内 容
食事の介助	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供致します。 ・食事はできるだけベッドを離れ、食堂で摂っていただけるように配慮します。（食事時間） 朝食 7：30～9：00 昼食 11：30～13：00 夕食 17：30～18：30
排泄の介助	・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつ使用の方に対しては、当施設の基本的なおむつ交換回数（4回）と、その他ご希望により随時交換致します。
入浴の介助	・週に2回の入浴を行います。 ・身体の状態等により、座位をとれない方については、機械を用いての入浴も可能です。
清潔等の介助	・寝たきり防止の為、できる限り離床に努めます。 ・個人としての尊厳に配慮し、清潔で快適な生活を送ることができ、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週に1回行います。 ・年に1回寝具一式の交換を行います。

健康管理	・嘱託医師により健康管理に努めています。また急変時必要な場合には主治医或いは協力医療機関等に、責任を持って引継ぎます。 ・ご利用者が協力医療機関に通院する場合の付き添いは、基本的にはご家族及び代わりとなられる方をお願いしております。困難な場合につきましては、ご家族又は代わりとなられる方と協議の上、その付き添いについてできるだけ配慮します。 (当施設の嘱託医師) 協力病院内科医師 診療科：内科（県立柿崎病院） 診察日：随時
相談及び援助	・当施設は、ご利用者及びそのご家族からの如何なる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口) 短期入所生活介護 担当 玉井勇也 和久井洋平 水澤晃 国本克幸
送迎	・当施設の送迎実施区域内（柿崎区・大潟区・吉川区・頸城区）の方で、ご希望の方には、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。 ・送迎実施区域以外の方で、当施設より片道およそ 15k m以内に居住されている方につきましても、申請の理由等を考慮し、相談の上実施致します。 ・事業所が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により居宅までの自動車による送迎が困難な場合は、途中、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。 ・家人不在時の送迎方法等は相談の上対応します。

(2) 介護保険給付外サービス

※以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

種 類	内 容
食事の提供	・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食事を提供します。 朝食：340円 昼食：680円 夕食680円 ※経口的に食べることができず栄養剤をご使用になる場合は、ご自宅よりご持参していただきます。
滞 在 費 (多床室)	・光熱水費、居住費。 915円
理 容	・月に5回程度、併設柿崎第1デイサービスセンターで出張理髪サービスをご利用いただけます。 ☆利用料金：カット・顔そり 2,700円
電 化 製 品 持込使用量	・居室に持ち込む電化製品の電気料として、1台につき 1日10円を負担していただきます。
レクレーション・余暇活動等	・当施設では、別添パンフレット記載の施設行事計画に沿って、レクレーション・行事等を企画致します。 ・利用料金：材料費・参加費等の実費をいただきます。
日常生活品の購入 代行サービス	・利用期間中に購入の希望がある場合は、当施設の購入代行サービスを利用できます。

通院等の交通費	・通院や入退院に際して交通機関を利用した場合、従業者分を含む交通費の実費をご負担いただきます。
その他	・日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費を頂きます。

(3) ご利用料金の支払い方法

前記(1)並びに(2)の料金・費用等は、1ヶ月毎に計算し、翌月の10日ご請求致しますので、翌月の20日までに、ご契約者もしくはご家族等の口座からの自動引き落としによりお支払い下さい。取り扱い金融機関は別紙「自動引落取り扱い金融機関一覧」

10. 苦情申立窓口

利用者相談窓口	●よねやまの里 短期入所生活介護 新潟県上越市柿崎区柿崎6414番地の1 電 話 025-536-4400 FAX 025-536-4405 時 間 毎日8:30～17:30 担当者 玉井勇也 その他 17:30以降も、社会福祉法人松波福祉会が運営する特別養護老人ホームよねやまの里で受付け、速やかに管理者に報告します。 ●新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 新潟県新潟市新光町4番地1 新潟県自治会館内 電 話 025-285-3022 ●上越市役所 高齢者支援課 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電 話 025-526-5111 ●柿崎区総合事務所 福祉グループ 新潟県上越市柿崎区柿崎6405番地 電 話 025-536-6704
---------	---

11. 衛生管理及び感染症対策

ご利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画（「業務継続計画」）

を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回以上実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームよねやまの里消防計画」に基づき、対応を行います。			
近隣との協力関係	柿崎区6区町内会と近隣防災協定を締結し、非常時における相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホームよねやまの里消防計画」に基づき、年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、ご利用者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有り	非常電源	有り
	自動火災報知機	3	非常通報装置	4
	室内消火栓	6	消火器	25
	誘導灯	29		
	ガス漏れ警報機	有り		
	防火扉・シャッター	5		
	カーテン・寝具等は防煙性のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届け日：昭和61年7月9日 防火管理者：国本 克幸			

14. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施します。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
担当者：管理者・国本克幸
- (5) 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

15. 身体的拘束について

原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性…直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人又は他人の生命・身体に危険

が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、ご利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性…ご利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 当施設をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は、原則午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分です。 尚、その際には必ず面会簿の記入をお願い致します。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰園予定時間を職員に申し出て下さい。
医療機関への受診	ご利用者が当施設の協力医療機関やその他の医療機関に受診される場合には、ご家族の付き添いのうえ通院は可能です。尚、ご家族の付き添いが行えない場合は、ご相談下さい。介添えについてできるだけ配慮します。また主治医による当施設への往診も可能です。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用方法により、破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	決められた場所以外での喫煙はお断り致します。また飲酒は他のご利用者の迷惑にならない程度でお願い致します。 (主治医より禁止の指示がある場合は、不可能です)
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また他のご利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
無断外出	無断での外出行為はご遠慮願います。
所持品の管理	担当職員が協力いたしますが、原則としてご利用者の方をお願いしております。また事前に全ての持ち物に記名をさせていただきます。
現金等の持参	・現金等は、原則として持参されないようお願い致します。 ・やむを得ず現金等を当施設でお預りする場合は、「預り金管理規程」に基づいた金銭管理サービスをご利用いただけます。 ※「所持金等の管理に関する合意書」にて書面での契約を取り交わします。 ※金銭管理サービスの対象となるのは、日常的に購入する物の代金等小口の金銭で、非日常的な高額な金銭や証券、マイナンバー等は管理できません。 ※入出金はその都度記録を行い、明細は利用終了時又は四半期毎に書面により報告します。 ※利用料金：1ヶ月あたり 500 円
宗教活動・政治活動・売買行為・物品等の貸与及び譲渡	施設内での他ご利用者及び職員に対する宗教活動・政治活動・売買行為・物品等の貸与及び譲渡はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

17. 緊急時の対応方法

ご利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡します。尚、主治医は利用契約書第 27 条（緊急時の対応）に記載の通りとします。

18. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2) に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事故発生防止のための委員会を定期的に開催するとともに、従業者に対する研修を年 2 回以上実施します。
- (4) 上記 (1) ～ (3) の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
担当者： 管理者・国本克幸
- (5) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族等、介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (6) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) ご利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

19. 職場におけるハラスメント対策

適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

20. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、(甲) に対する(予防)短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) (予防)短期入所生活介護サービス事業者

事業所所在地 上越市柿崎区柿崎 6414 番地の 1
名 称 社会福祉法人 松波福祉会
 特別養護老人ホーム よねやまの里 (予防)短期入所生活介護)

代表者 理事長
氏名 新部 直彦 印

事業者
職名 管理者
氏名 国本 克幸 印

(甲) 私は、本書面に基づいて、乙から上記重要事項の説明を受けました。
私は、短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

署名代行者 (又は法定代理人)
住所 _____
本人との続柄 _____
氏名 _____ 印

立会人 住所 _____
氏名 _____ 印